

大分型気候風土適応住宅基準及び解説

大分県

令和 8 年 4 月 1 日

目次

1 はじめに	
(1) 気候風土適応住宅とは.....	1
(2) 気候風土適応住宅の基準.....	1
2 大分型気候風土適応住宅の基準	
(1) 大分型気候風土適応住宅の基準とは.....	2
(2) 基準の適用等	2
(3) 大分型気候風土適応住宅の基準	3
(4) 審査機関への手続きについて	4
3 大分型気候風土適応住宅の基準の解説	
(1) 基準の解説の構成.....	7
(2) 基準の解説	
基本的用語の解説	8
イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること	9
ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること	10
ハ 屋根が茅葺であること	12
(1) (i) 片面を真壁造とした土塗壁であること	13
(1) (ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること	15
(1) (iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること	16
(1) (iv) 構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は大分の地域材とし、手 刻みによる加工を行い、かつ伝統的な仕口を用いたものであること	17
(1) (v) 貫工法であること	19
(1) (vi) 床下が開放的であること	20
(2) (i) 屋根が以下のいずれかの構造であること	
①化粧野地天井 ②面戸板現し ③せがい造り	21
(2) (ii) 床が板張りであること	24
(2) (iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること	25
(2) (iv) a 軒の出が 0.9m 以上であること	26
(2) (iv) b 主な居室の大きな窓（掃き出し窓、連窓）が多層構成の建具である こと又は縁側を設置したものであること	27
(2) (iv) c 8畳以上又は 13.2 m ² 以上の広さの畳の間（県内に本拠地を置く畠業 者が製作した畠に限る）、又は 5 m ² 以上の広さの土間を設置したも のであること	28
(2) (iv) d 外壁の過半が塗壁（漆喰塗等）、板張り壁であること	29
(2) (iv) e 屋根が瓦で葺かれていること	31

1 はじめに

(1) 気候風土適応住宅とは

気候風土適応住宅とは、地域の気候及び風土に応じた①様式・形態・空間構成、②構工法、③材料・生産体制、④景観形成、⑤住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であることにより、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下、「建築物省エネ法」という。）で規定する外皮基準に適合させることが困難であるものとして、国土交通大臣が定める基準に適合する住宅をいいます。

(2) 気候風土適応住宅の基準

気候風土適応住宅の基準は、令和元年国土交通省告示第 786 号（気候風土適応住宅であることにより外皮基準に適合させることが困難であるものを定める基準。以下「告示第 786 号」という。）に定められています。

●国が定める基準（第 1 項 第 1 号）

国が定める基準として、外壁、屋根、床および窓について仕様が示されています。

●国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準（第 1 項 第 2 号）

所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国が定める基準のみでは地域の気候および風土に応じた住宅であると認められない場合、第 1 項第 1 号の要件に必要な要件を別に付加し、基準を定めることができます。

●所管行政庁が定める基準（第 2 項）

所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国が定める基準、および国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準では地域の気候および風土に応じた住宅であると認められない場合、第 1 項第 1 号の要件と同等であると認められるものを要件として別に定めることができます。

第 1 項第 2 号および第 2 項の規定に関しては、所管行政庁が各地域の気候および風土の特性を踏まえ、将来への技術の継承が危惧される等の要件を独自の基準として策定することを期待するものです。

2 大分型気候風土適応住宅の基準

(1) 大分型気候風土適応住宅の基準とは

大分型気候風土適応住宅の基準（以下「大分型基準」という。）は、告示第786号第2項に基づき、本県独自の気候風土適応住宅の基準として定めるものです。

(2) 基準の適用等

①対象地域

大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市および宇佐市を除く大分県内全域

②適用

大分型基準は、当該基準を定めた日以降に行われる以下の手続きに対して適用されます。

- ・建築主による建築主事または、指定確認検査機関への、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を行うことが比較的容易なものとして省エネ適判を要しない建築物（建築物省エネ法における仕様基準または誘導仕様基準（以下「仕様基準等」という。）への適合を確認するもの）の確認申請書の提出

- ・建築主による所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「所管行政庁等」という。）への、省エネ適判に関する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出

※大分型基準は気候風土適応住宅のための基準となっており、建築基準法（昭和25年法律第201号）への適合は、別途確認を行ってください。

③用語の定義

本資料に定めのない用語の定義や運用方法は、「気候風土適応住宅の解説」

（一般社団法人 住宅・建築SDGs推進センター）を参照してください。

④大分県内の地域区分

地域区分	市町村
5	佐伯市（旧宇目町に限る）、由布市（旧湯布院町に限る）、九重町、玖珠町
6	大分市（旧野津原町に限る）、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市（旧由布院町を除く）、国東市、姫島村、日出町
7	佐伯市（旧宇目町を除く）、大分市（旧野津原町を除く）

(3) 大分型気候風土適応住宅の基準

大分型気候風土適応住宅の基準

令和8年4月1日

告示第786号（以下「告示」という。）第2項の規定により、大分県内の所管行政庁において別に定める基準は、以下の要件に適合するものであることとする。

次の（1）及び（2）に該当すること

- （1）告示第1項第一号ニ（1）の（i）から（iii）又は次の（iv）から（vi）までのいずれかに該当すること
- （iv）構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は大分の地域材とし、手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な仕口を用いたものであること
・無節材など県産材の調達が困難な部材については、本県産以外の材の使用も可とする
・大分の地域材は、大分県内の森林から産出された原木を製材した木材、もしくは県内の加工業者等から供給された国産材とする
- （v）貫工法であること
- （vi）床下が開放的であること
・石場建てや足固め等により通気性が高く開放的な床下であれば可とする
- （2）告示第1項第一号ニ（2）の（i）から（iii）までのいずれか、又は次の（iv）aからeのいずれか3つ以上に該当すること
- （iv）
a 軒の出が0.9m以上であること
・概ね全ての軒の出が0.9m以上、ケラバ突出部分は0.6m以上（ケラバ突出部については、ケラバ突出部を建築する場合に限る）
b 主な居室の大きな窓（掃き出し窓、連窓）が多層構成の建具であること又は縁側を設置したこと
・多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする
・縁側は外縁を含まない
c 8畳以上又は13.2m²以上の広さの畳の間（県内に本拠地を置く業者が製作した畳に限る）又は5m²以上の広さの土間を設置したこと
d 外壁の過半が塗壁（漆喰塗等）、板張り壁であること
e 屋根が瓦で葺かれていること

(4) 審査機関への手続きについて

①確認申請書に添付する図書について

建築確認申請において、気候風土適応住宅の基準適合を審査する場合、建築基準法施行規則第1条の3第1項の表2の第85の2項に基づき、「気候風土適応住宅の基準に適合することの確認に必要な事項」を明示した図書の添付が必要です。具体的な図書や明示すべき事項については、「3 大分型気候風土適応住宅の基準の解説」を参照してください。また、確認申請書第2面8欄の記載については、以下の記載例を参考にしてください。

<確認申請書第2面8欄の記載例>

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- | | | | |
|--|---|-------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 提出済 | (| 建築物省エネ法施行規則第2条 |) |
| <input type="checkbox"/> 未提出 | (| 第1号イ(気候風土適応住宅)に該当 |) |
| <input checked="" type="checkbox"/> 提出不要 | (| 第1号イ(気候風土適応住宅)に該当 |) |

②省エネ適判申請に添付する図書について

省エネ適判申請において、気候風土適応住宅の基準適合を審査する場合も(4)①と同様に、「気候風土適応住宅の基準に適合することの確認に必要な事項」を明示した図書の添付が必要です。具体的な図書や明示すべき事項については、「3 大分型気候風土適応住宅の基準の解説」を参照してください。また、建築物エネルギー消費性能確保計画書第4面4欄口の記載については、以下の記載例を参考にしてください。

<建築物エネルギー消費性能確保計画書第4面4欄口の記載例>

【4. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(略)

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 | 外皮平均熱貫流率 W/(m ² ・K) (基準値 W/(m ² ・K)) |
| | 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値) |

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 |
|---|

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果
() |
|--|

基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

- | |
|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 |
|--|

基準一次エネルギー消費量 ○○○ GJ/年

設計一次エネルギー消費量 ○○○ GJ/年

B E I (○.○)

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 |
|---|

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果
() |
|--|

③気候風土適応住宅チェックリスト（大分県内用）

次のとおり、大分県内における気候風土適応住宅のチェックリストを定めました。

本チェックリストは、建築確認及び省エネ適判の申請時において、基準への適合状況の確認に活用することを想定しています。

建築確認においては、建築基準法施行規則第1条の3第1項の表2の第85の2項に掲げる「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イただし書きの国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書」の一部として、また省エネ適判においては、建築物省エネ法施行規則第3条第1項の表の（い）欄に掲げる「設計内容説明書」として扱うことができます。

必要事項を記載のうえ、申請書類に添付してください。

大分型基準については、チェックリスト（第1号様式）において、建築士から建築主に対して、大分型基準の適用を受けた計画であることの説明および建築主の意思確認の結果の記入を求めておりますのでご注意ください。

第1号様式

気候風土適応住宅告示（国交省告示第786号）第2項の規定により所管行政庁が第1項第1号の要件と同等であると認められるものとして別に定める基準のチェックリスト

★当該申請建物において、適用する項目に✓を記入すること

告示基準（第1項第1号）			
次のイ～ハまでのいずれかに該当すること		基準の別	チェック欄
イ 外壁の過半が両面を真壁とした土塗壁であること（※）		告示	<input type="checkbox"/>
ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること（※）		告示	<input type="checkbox"/>
ハ 屋根が茅葺であること（※）		告示	<input type="checkbox"/>
大分型基準（第2項）			
次の（1）及び（2）に該当すること		基準の別	チェック欄
(1) 次の(i)～(vi)のうち、いずれかに該当すること			
(i)	外壁について、片面を真壁造とした土塗壁であること（※）	告示	<input type="checkbox"/>
(ii)	外壁について、片面を真壁造とした落とし込み板壁であること（※）	告示	<input type="checkbox"/>
(iii)	外壁について、過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること（※）	告示	<input type="checkbox"/>
(iv)	構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は大分の地域材とし、手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な仕口を用いたものであること ・無節材など県産材の調達が困難な部材については、本県産以外の材の使用も可とする ・大分の地域材は、大分県内の森林から産出された原木を製材した木材、もしくは県内の加工業者等から供給された国産材とする	大分型	<input type="checkbox"/>
(v)	貫工法であること	大分型	<input type="checkbox"/>
(vi)	床下が開放的であること ・石場建てや足固め等により通気性が高く開放的な床下であれば可とする	大分型	<input type="checkbox"/>
(2) 次の(i)～(iii)のうちいずれか、又は(iv)のa～eのうちいずれか3つ以上に該当すること			
(i)	屋根が以下のいずれかの構造であること ①化粧野地天井 ②面戸板現し ③せがい造り	告示	<input type="checkbox"/>
(ii)	床が板張りであること（※）	告示	<input type="checkbox"/>
(iii)	窓の過半が地場製作の木製建具であること（※）	告示	<input type="checkbox"/>
(iv)	a 軒の出が0.9m以上であること ・概ね全ての軒の出が0.9m以上、ケラバ突出部分は0.6m以上（ケラバ突出部については、ケラバ突出部を建築する場合に限る）	大分型	<input type="checkbox"/>
	b 主な居室の大きな窓（掃き出し窓、連窓）が多層構成の建具であること又は縁側を設置したものであること ・多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする ・縁側は外縁を含まない	大分型	<input type="checkbox"/>
	c 8畳以上又は13.2m ² 以上の広さの畳の間（県内に本拠地を置く営業者が製作した畳に限る）又は5m ² 以上の広さの土間を設置したものであること	大分型	<input type="checkbox"/>
	d 外壁の過半が塗壁（漆喰塗等）、板張り壁であること	大分型	<input type="checkbox"/>
	e 屋根が瓦で葺かれていること	大分型	<input type="checkbox"/>

★上記の基準と合わせて、下記について確認を行う

建築主に対して、気候風土適応住宅の適用を受けた計画であることについて説明を行い、建築主は「気候を活用した暮らし」を行う意思があること
・「気候を活用した暮らし」とは、季節に応じ、外部の自然環境を取り入れた暮らしを行うこと（窓の開け閉め等）

※ 用語の定義や判断基準については、「気候風土適応住宅の解説（一財 住宅・建築SDGs推進センター）」及び「建築物省エネ法Q&A集（国土交通省）」による。

3 大分型気候風土適応住宅の基準の解説

(1) 基準の解説の構成

基準の解説の主な構成は次のとおり。

1. 解説

大分型基準の具体的な要件や補足説明等をまとめた項目。告示の内容を具体的な数値で示す等、基準を適用するのに必要な条件を整理しているため、大分型基準を適用するためにはこの解説に記載されている全ての要件を満たす必要があります。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

表形式で「必要な添付図書」と「明示すべき事項」をまとめた項目。「必要な添付図書」は、確認申請時または省エネ適判申請時に申請書類の添付図書として提出する必要があり、その添付図書には大分型基準の審査を行うのに必要な情報である「明示すべき事項」を明示する必要があります。

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

表形式で「必要な添付書類」と「添付書類の内容」をまとめた項目。「必要な添付書類」は、完了検査申請時に工事監理の状況を把握するために必要な書類として準備する必要があり、その書類で「添付書類の内容」を確認できるようにする必要があります。

※基準によっては「用語の解説」や「留意事項」の項目を設けることにより、より適切に基準を運用できるように補足しています。

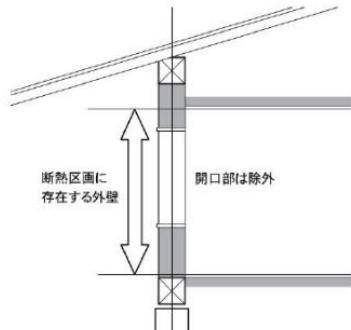
(2) 基準の解説

次ページから基本的用語の解説、告示基準の解説および大分型基準の解説をします。

〔基本的用語の解説〕

①外壁

「外壁」とは、図1に示すように、床もしくは基礎、天井もしくは屋根の断熱区画の内側に位置する外壁の部分をいいます。また、開口部は含まれません。



断熱区画に位置する外壁（図1）

②過半

「過半」とは、 $1/2$ を超えることを意味します。外壁の「過半」とは、断熱区画に存在する建物全体の外壁面積の $1/2$ を超える部分をいいます。これと同様に、窓の「過半」とは、建物全体の窓面積の $1/2$ を超える部分をいいます。

③過半と記載されていない「外壁」等

過半と記載されていない「外壁」とは、概ね全ての外壁のことをいいます。例えば、浴室、台所のキッチンユニットまわりなどの水まわり空間に位置する外壁や、構造上の制約等により当該仕様とすることが困難な外壁は、これに含まれません。

なお、これらは、外壁のみならず、過半と記載されていない「屋根」及び「床」についても同様です。

④両面を真壁造

「両面を真壁造」とは、柱、横架材が内外側ともに露出している壁の構造をいいます。柱、横架材を内外両面ともに露出させたまま、劣化防止・維持保全、防水性確保等のために、土塗壁に漆喰等を施工する場合や、落とし込み板壁に保護板や木摺等を施工する場合もこれに該当し、また、内装材あるいは外装材の下地間に、外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合もこれに該当します。

⑤片面を真壁造

「片面を真壁造」とは、柱、横架材の内外のいずれかの面が露出している壁の構造をいいます。柱、横架材を被覆する内装・外装材の仕様は問いませんが、一般的には外側に用いられる仕様としては羽目板、下見板、モルタル下地漆喰塗り、左官仕上げ、土蔵造りの土塗壁等があります。また、内装材あるいは外装材の下地間に、省エネルギー基準の外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合もこれに該当します。

外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること

1. 解説

「外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること」とは、外壁【P 8①参照】の過半【P 8②参照】が、図 2 のように両面を真壁造【P 8④参照】とした土塗壁（小舞と呼ばれる竹等で組んだ格子を縄で結わえて下地とし、土を塗り重ねた壁構法をいう）であることをいいます。

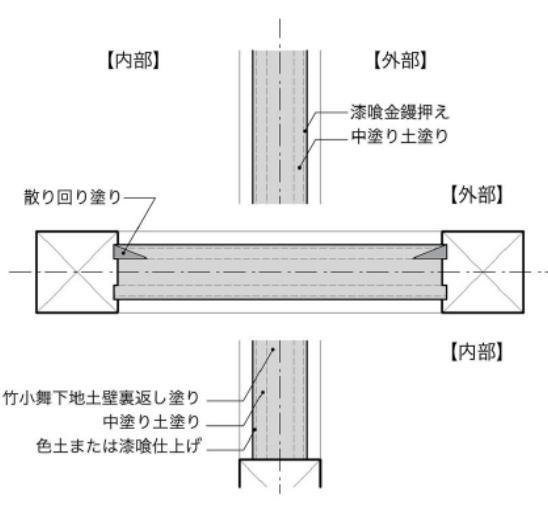
前述のとおり、土塗壁の外側や内側に劣化防止・維持保全、防水性確保等のため、漆喰等を土塗壁に施工する場合や、それに加え、内装材あるいは外装材下地間に外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合もこれに該当します。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
平面図・断面図	土塗壁の配置、仕様

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
工程写真	小舞や土塗壁の施工状態が確認できるもの



両面真壁造の土塗壁の例（図 2）



外側真壁



内側真壁

両面真壁造の土塗壁（写真 1）

□

〔告示基準〕

外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

1. 解説

「外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること」とは、概ね全ての外壁【P 8 ③参照】が、両面を真壁造【P 8 ④参照】とした落とし込み板壁（柱・横架材の間に30mm程度の厚さの板をはめ込んで壁体を構成する壁構法をいう）をいいます。

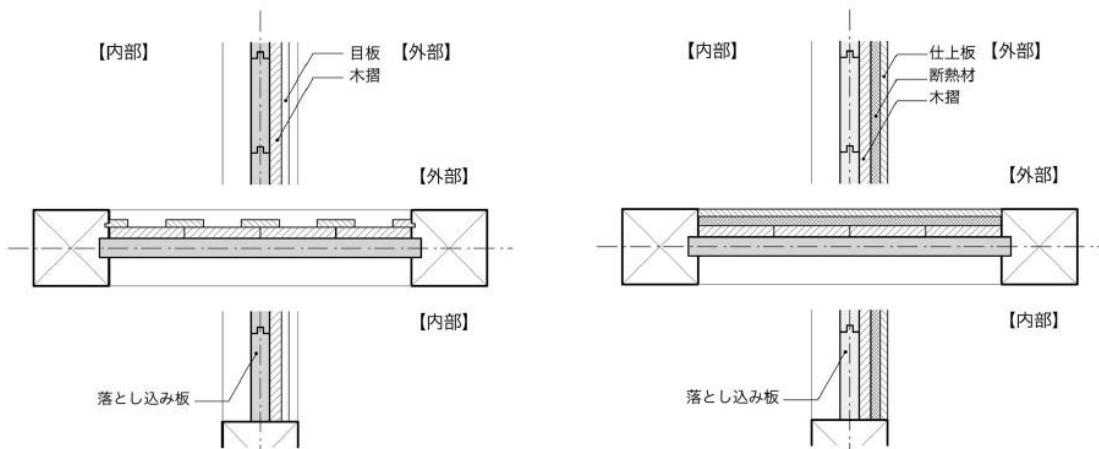
前述のとおり、落とし込み板壁の外側や内側に劣化防止・維持保全、防水性確保等のため、保護板や木摺等を落とし込み板壁に施工する場合（図3）や、それに加え、内装材あるいは外装材下地間に外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合（図4）もこれに該当します。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
仕上表・平面図	落とし込み板壁の配置、仕様

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
工程写真	落とし込み板壁の施工状態が確認できるもの



両面真壁造の落とし込み板壁の例（図3）

両面真壁造の落とし込み

板壁（断熱材あり）の例（図4）



内側落とし込み板現し



外側横板張り



外側左官仕上げ

両面真壁造の落とし込み板壁（写真 2）

屋根が茅葺であること

1. 解説

「屋根が茅葺であること」とは、概ね全ての屋根【P 8③参照】が茅（屋根を葺く草の総称）で葺いた屋根であることをいいます。

部位として隙間が生じることにより、外皮基準に適合する断熱性を確保することが困難と判断される場合もこれに該当します。また、茅葺き屋根は簀子天井と組み合わされることが多く、天井に断熱層を構成することが困難と判断される場合もこれに該当します。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
仕上表・屋根伏図	屋根の仕様とその配置

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

なし（現地にて確認）



茅葺（写真3）

(1) (i)

〔告示基準〕

片面を真壁造とした土塗壁であること

1. 解説

「片面を真壁造とした土塗壁であること」とは、概ね全ての外壁【P 8③参照】が、図 5 のように片面を真壁造【P 8⑤参照】とした土塗壁であることをいいます。

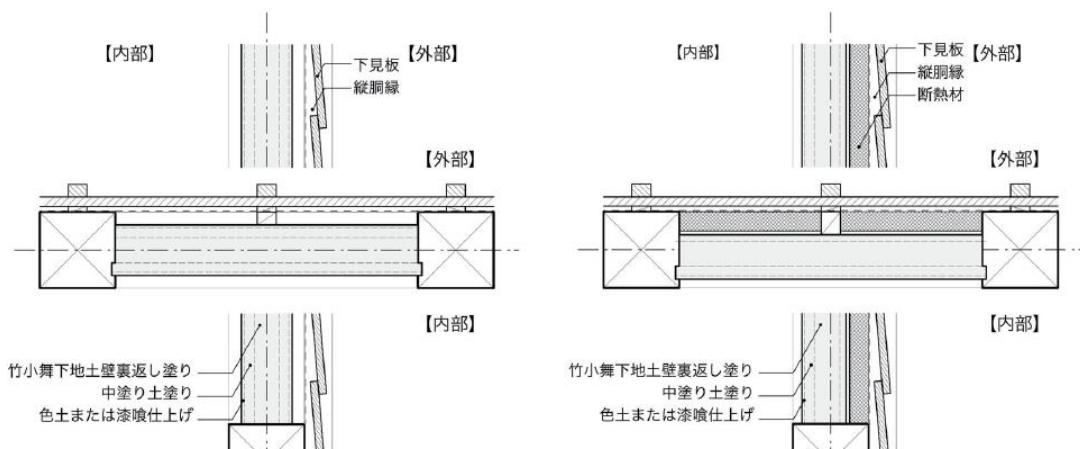
前述のとおり、土塗壁の真壁造に劣化防止・維持保全、防水性確保等のため、漆喰等を施工する場合や、内装材あるいは外装材下地間に外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合（図 6）もこれに該当します。また、図 7 に示すような片面真壁造の土蔵造もこれに含みます。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
仕上表・平面図	土塗壁の配置、仕様

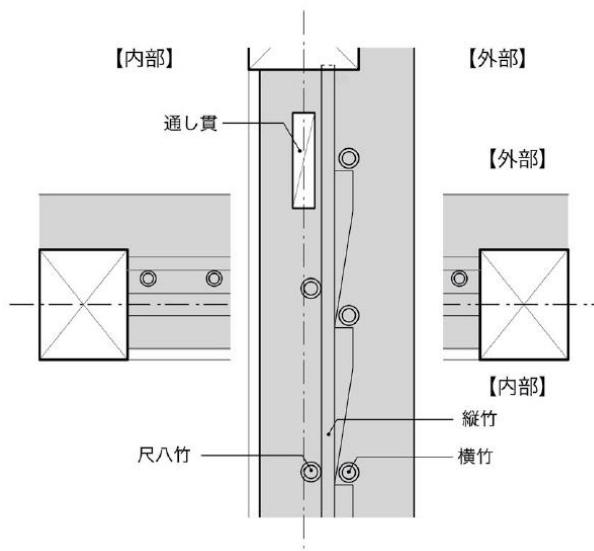
3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
工程写真	土塗壁の施工状態が確認できるもの



片面真壁造の土塗壁の例（図 5）

片面真壁造の土塗壁(断熱材あり)の例（図 6）



片面真壁造の土蔵造の例（図 7）



片面真壁造の土塗壁（写真 4）

(1) (ii)

〔告示基準〕

片面を真壁造とした落とし込み板壁であること

1. 解説

「片面を真壁造とした落とし込み板壁であること」とは、概ね全ての外壁【P 8③参考】が、片面を真壁造【P 8⑤参考】とした落とし込み板壁であることをいいます。

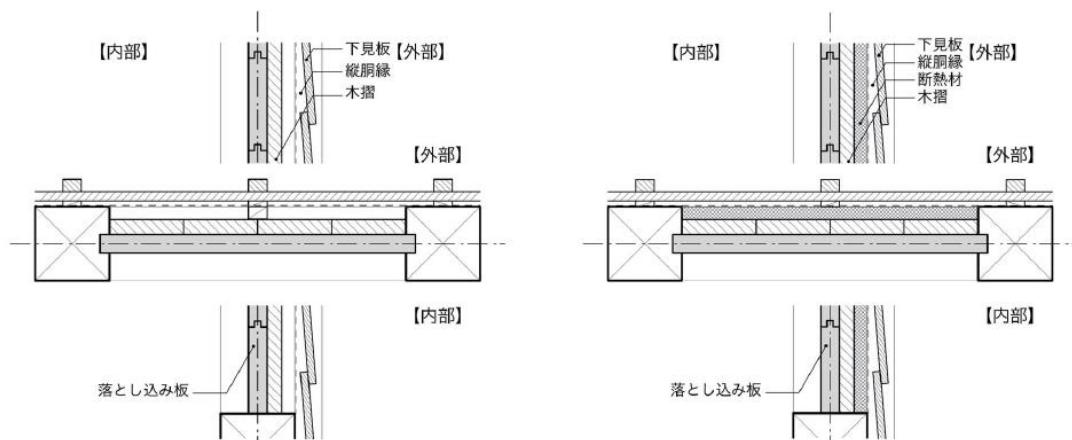
前述のとおり、落とし込み板壁の真壁造に劣化防止・維持保全、防水性確保等のため、保護板や木摺等を施工する場合（図 8）や、内装材あるいは外装材下地間に外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合（図 9）もこれに該当します。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
仕上表・平面図	落とし込み板壁の配置、仕様

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
工程写真	落とし込み板壁の施工状態が確認できるもの



片面真壁造の落とし込み板壁の例（図 8）

片面真壁造の落とし込み

板壁(断熱材あり)の例（図 9）



片面真壁造の落とし込み板壁（写真 5）

(1) (iii)

〔告示基準〕

過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

1. 解説

「過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること」とは、外壁の過半【P 8②参照】が、前述のとおり、両面を真壁造【P 8④参照】とした落とし込み板壁であることをいいます。詳しくは P10 の口を参照してください。

(1) (iv)

〔大分型基準〕

構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は大分の地域材とし、手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な仕口を用いたものであること

- ・無節材など県産材の調達が困難な部材については、本県産以外の材の使用も可とする
- ・大分の地域材は、大分県内の森林から産出された原木を製材した木材、もしくは県内の加工業者等から供給された国産材とする

1. 解説

「手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な仕口」とは、機械で加工（プレカット）するのではなく、大工が墨付けをし、鉋で木を削り、ノミなどを使い木の継手や仕口を掘って柱や桁、梁などを組み合わせることをいいます。ただし、電動角のみや電動のこぎり等による加工を可とします。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
木組伏図・矩計図	伝統的継手仕口、大工による手刻みであることの明記

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
木組工程写真	土台、柱、梁、桁等手刻みの状態がわかるもの
大分の地域材証明書	第2号様式

※無節材など県産材の調達が困難な部材については、本県産以外の材の使用も可とする。使用した場合は、別途資料を添付すること。



手加工による継手仕口（写真6）



大工による手刻み（写真7）

第2号様式

大分の地域材証明書

年 月 日

(請負者)

様

1. 工事名

2. 工事場所

3. 資材内容（別添可）

構造材※	樹種	材積	備考
		m ³	

〔調達困難部材〕

構造材※	樹種	材積	備考
		m ³	

※構造材（柱、梁、母屋及び土台）

4. 素材の生産地（市町村名等）

上記の製品は、大分の地域材であることを証明します。

(証明者)

住所

木材取扱事業者名

代表者氏名

印

(1) (v)

〔大分型基準〕

貫工法であること

1. 解説

「貫工法」とは、概ね全ての壁において柱と柱の間に「通し貫」と呼ばれる木材を水平に貫通させ、くさびによって柱と貫を固定させる工法をいい、伝統的工法だけではなく、貫を用いた現代の軸組工法（在来工法）も可とします。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
軸組図	貫工法とする壁の場所と貫仕口方法の明記

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
木組貫写真	貫工法が確認できるもの



貫工法（写真 8）

(1) (vi)

〔大分型基準〕

床下が開放的であること

- ・石場建てや足固め等により通気性が高く開放的な床下であれば可とする

1. 解説

「床下が開放的であること」とは、床下で外部に接する距離の過半【P8②参照】が、有効に開放されていることをいいます。この場合、1階の床高は地盤より0.45m以上必要であり、外気に接していなくてはなりません。なお、通気が有効であれば床下への意匠材の取り付けは可とします。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
立面図・断面図	床下開放部分の意匠、範囲、高さ 過半であることが明確でない場合は根拠を示すこと

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

なし（現地にて確認）



開放的な床下（写真9）

(2) (i)

〔告示基準〕

屋根が以下のいずれかの構造であること

- ①化粧野地天井 ②面戸板現し ③せがい造り

(i) は、屋根について、次の①から③までのいずれかの構造に該当する必要があります。

(2) (i)

〔告示基準〕

- ① 化粧野地天井であること

1. 解説

「化粧野地天井であること」とは、概ね全ての屋根【P 8 ③参照】が下記に示す化粧野地天井であることをいいます。

野地の外側等に外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合（図 10）もこれに該当します。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

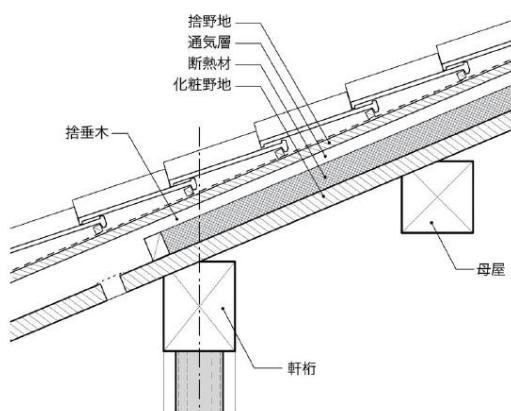
必要な添付図書	明示すべき事項
仕上表・矩計図	化粧野地天井の仕様

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

なし（現地にて確認）



化粧野地天井（写真 10）



化粧野地天井の例（図 10）

※用語の解説

化粧野地天井とは、小屋梁・小屋束・母屋などの小屋組材の上部に位置する野地が天井の役割をはたすものをいい、化粧野地天井と小屋組材は室内側からは現しとなるものをいいます。

(2) (i)

〔告示基準〕

② 面戸板現しであること

1. 解説

「面戸板現しであること」とは、概ね全ての屋根【P 8 ③参照】が下記に示す面戸板現しであることをいいます。

面戸板を現しとすることにより、面戸板と他の部材との取り合い部に隙間が生じ、外皮基準に適合する断熱性を確保することが困難と判断されます。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

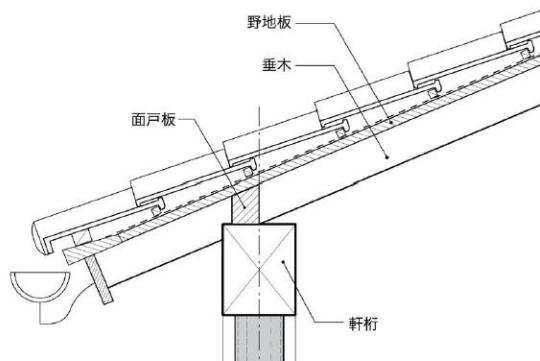
必要な添付図書	明示すべき事項
仕上表・矩計図	面戸板現しの仕様

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

なし（現地にて確認）



面戸板現し（写真 11）



面戸板現し（図 11）

※用語の解説

面戸板とは、軒桁と屋根野地のあいだの隙間（面戸）を塞ぐために垂木と垂木のあいだに挿入する板をいいます。

(2) (i)

〔告示基準〕

③せがい造りであること

1. 解説

「せがい造りであること」とは、概ね全ての屋根【P 8 ③参照】が下記に示すせがい造りであることをいいます。

持出し梁が外皮を貫通し、取り合い部に隙間が生じることにより、外皮基準に適合する断熱性を確保することが困難と判断されます。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

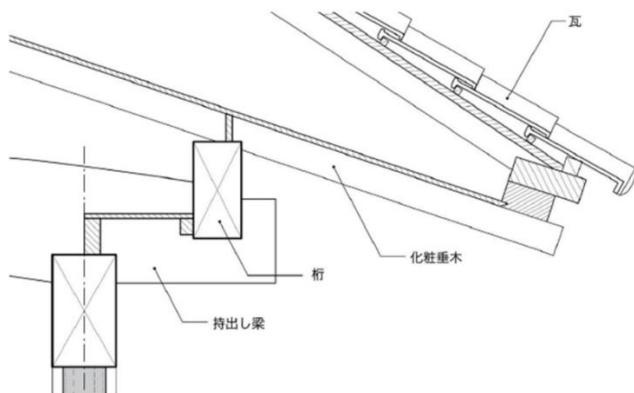
必要な添付図書	明示すべき事項
仕上表・矩計図	せがい造りの仕様

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

なし（現地にて確認）



せがい造り（写真 12）



せがい造り（図 12）

※用語の解説

せがい造りとは、建物外周の柱・桁を介して持出し梁を出し、瓦屋根の場合は持出し梁の先端に桁を載せその上に化粧垂木を載せて軒部分を構成する屋根構法をいい、茅葺屋根の場合は持出し梁の先端に茅負を載せて軒部分を構成する屋根構法をいいます。

(2) (ii)

〔告示基準〕

床が板張りであること

1. 解説

「床が板張りであること」とは、概ね全ての床【P 8③参照】が下記に示す床が板張りであることをいいます。

床が板張り：厚さ 15mm 程度以上の無垢材を床に板張りするものをいいます。施工性などの理由から無垢材の捨て張りを行う場合や、床の一部に杉などの荒床杉板を施工しその上に畳を設置する場合もこれに該当します。

床板の床下側裏面等に、外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合もこれに該当します。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

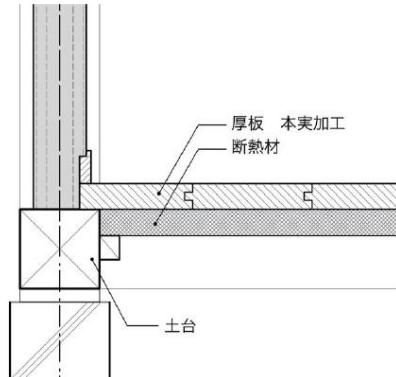
必要な添付図書	明示すべき事項
仕上表・矩計図	床の仕様

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
工程写真	捨張り・畳下地板の場合は施工状態が確認できるもの



床が板張り（写真 13）



床が板張りの例（図 13）

(2) (iii)

〔告示基準〕

窓の過半が地場製作の木製建具であること

1. 解説

「窓の過半が地場製作の木製建具であること」とは、過半【P 8 ②参照】の窓が下記に示す地場製作の木製建具であることをいいます。

なお、枠と建具が一体となった工業製品の木製窓（木製サッシと称されることが多い）は、一定の気密性を確保できるため該当しません。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
建具表	木製建具の仕様

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
納品書等	地場製作の木製建具であることが確認できるもの



地場製作の木製建具（写真 14）

※用語の解説

地場製作の木製建具とは、木製の窓のうち、地場の建具職人等が製作し、現場で敷居、鴨居、枠等を取り付け、木製建具を建て込むものをいいます。

(2) (iv) a

〔大分型基準〕

軒の出が 0.9m 以上であること

1. 解説

「軒の出が 0.9m 以上であること」とは、概ね全ての軒【P 8 ③参照】の出が 0.9m 以上であることをいいます。なお、隣棟や敷地の関係上やむを得ない場合に限り、外周長の 10%までは本基準に対応しなくても可とします。

軒の出とは柱芯より垂木等支持材の先端までの距離をいいます。ケラバ突出部分は柱芯より支持材の先端まで 0.6m 以上必要とします。軒天井等で垂木等支持材が見えない場合であっても、同様とします。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
平面図・断面図	軒やケラバの突出寸法

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
工程写真	軒やケラバの突出寸法が確認できるもの



深い軒庇（写真 15）

※用語の解説

- ・「軒」とは、外壁より外に突出した屋根の部分。
- ・「ケラバ」とは、切妻屋根の妻側の端部。
- ・「概ね全ての軒」とは、軒を設置する部分に限る。（ケラバも設置部分と同様）

(2) (iv) b

〔大分型基準〕

主な居室の大きな窓（掃き出し窓、連窓）が多層構成の建具であること又は縁側を設置したものであること

- ・多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする
- ・縁側は外縁を含まない

1. 解説

「主な居室の大きな窓（掃き出し、連窓）が、多層構成の建具であること」とは、居間を含む過半の居室【P 8 ②参照】に、それぞれ 1 か所以上の窓が有効で 2.7 m^2 以上ある掃き出し、連窓、または有効で 1.8 m^2 以上ある多層構成の建具があることをいいます。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
平面図・建具表	各居室における建具配置(平面図) 建具姿図、寸法(建具表)、建具の有効面積の算定計算

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

なし（現地にて確認）



縁側（写真 16）

※用語の解説

- ・「掃き出し窓」とは、開口部が床面近くの位置まであって出入りができる建具のことです。
- ・「縁側」とは、屋外と畳敷などの部屋とのあいだに設けられた通路状の板敷の空間をいいます。
- ・「建具の有効面積」は、採光等の計算方法に準じます。

(2) (iv) c

〔大分型基準〕

8畳以上又は13.2m²以上の広さの畳の間（県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳に限る）又は5m²以上の広さの土間を設置したものであること

1. 解説

「畳の間」は、畳表にイグサを使用した畳敷きの部屋をいいます。「県内に本拠地を置く畳業者」は県内で畳を製作し、現場に敷き込むこととします。「土間」の床は地面のままや三和土（たたき）だけでなく、モルタル等塗仕上げも可とします。

なお、長さや面積は柱芯で算出するものとします。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
平面図	配置と面積が確認できるもの、床仕上げ材

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
納品書等	地場製作の畳であることが確認できるもの



畳（写真17）



土間（写真18）

※用語の解説

「土間」とは、家屋内にありながら床板を張らずに、土足での活動を可能とする場所であり、建物の外と中を緩やかにつなぐ空間のことです。

(2) (iv) d [大分型基準]

外壁の過半が塗壁（漆喰塗等）、板張り壁であること

1. 解説

「外壁の過半が塗壁（漆喰塗等）、板張り壁であること」とは、外壁【P 8 ①参照】の過半【P 8 ②参照】が塗壁（漆喰塗等）、板張り壁であることをいいます。板張りには目板張り、落とし込み、縦張り、横張り、下見板張り、焼杉板張り等の種類がありますが、種類は問いません。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
立面図・断面図	外壁仕上げの仕様および施工範囲 外壁高さ 塗壁、板張り等の使用面積 外壁面積（コンクリート等を使用した水回り部分は除く）のうち、塗壁、板張り等の使用面積の割合を示した算定根拠〔次ページ（例）参照〕

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

なし（現地にて確認）



漆喰塗の塗壁（写真 19）



板張り壁（写真 20）

(例) 算定根拠

	(A) 壁全体面積 m ²	(B) 塗壁・板張り等の仕上げ面積 m ²
東面		
西面		
南面		
北面		
合計		
割合 B/A		> 1 / 2 OK

※壁全体面積は窓の面積を含む

※戸袋は木製であれば算入可能

※明らかに外壁の過半が塗壁、板張り壁等である場合には算定根拠の添付は不要とします。

(2) (iv) e

〔大分型基準〕

屋根が瓦で葺かれていること

1. 解説

瓦葺の勾配屋根とし、屋根形状は切妻、寄棟又は入母屋とします。瓦の種類は和瓦とし、材質は粘土瓦・セメント瓦・陶器瓦とします。瓦葺きの種類は桟瓦葺・本瓦葺とし、一部に一文字葺き等による金属板葺き勾配屋根を設ける場合は屋根面積の2割程度まで可能とします。

2. 確認申請時に必要な添付図書及び明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
屋根伏図・立面図	屋根材の仕様（勾配、仕上げ材等）

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
工程写真	屋根葺き材及び形状のわかる写真



瓦屋根（写真 21）